

要綱案（部会資料16-1）の補足説明資料

第1部 船荷証券に関する規定の見直し

第1 電子船荷証券記録及びこれに関する基本的な概念

- 1 電子化された船荷証券の名称を「電子船荷証券記録」とし、電子船荷証券記録とは、船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）
(注1) のうち、特定情報処理システムにおいて作成され、及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置（注2）がとられているものをいうものとする。
- 2 特定情報処理システムとは、電子船荷証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システムであって、電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実に行うために必要な技術的措置（注3）がとられているものをいうものとする。
- 3 船荷証券の占有又は所持に代わる概念として「電子船荷証券記録の支配」を設け、電子船荷証券記録の支配とは、特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利（以下「電子船荷証券記録上の権利」という。）を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあることをいうものとする。
- 4 船荷証券の交付又は引渡しに代わる概念として「電子船荷証券記録の提供」を設け、電子船荷証券記録の提供とは、特定情報処理システムにおいて、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置（注4）をとることをいうものとする。
- 5 裏書に代わる概念として「電子裏書」を設け、電子裏書とは、特定情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録に当該電子船荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称及び当該電子船荷証券記録の提供を受ける者（以下「被電子裏書人」という。）の氏名又は名称を記録し、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置（注5）をとることをいうものとする。

(注1) 商法第539条第1項第2号は「電磁的記録」を「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをいう。」と定義し、その委任を受けた商法施行規則第9条第1項は「商法第539条第1項第2号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体

(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。」と定めるが、商法第539条第1項第2号が定める「電磁的記録」についても、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」という定義に改めるものとする。

(注2) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(注3) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとし、法務省令において、①電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置、②電子船荷証券記録に記録された情報が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置、③信頼性を確保するための措置等を定めることを検討するものとする。

(注4) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(注5) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(補足説明)

字句の修正等をしたほか、前回の部会（第15回）において、部会資料16－1第1部第1の2の「必要な技術的措置」の一内容として、信頼性を確保するための措置を法務省令において定めることとすることについて、特段の異論はみられなかったため、(注3)において、①電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置、②電子船荷証券記録に記録された情報が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置、③信頼性を確保するための措置等を法務省令において定めることを検討する旨を明記することとした。

なお、前回の部会において、「必要な技術的措置」の一内容として、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者を識別することができる措置についても法務省令において定めるべきとの意見が出されたことから、この点については、引き続き検討するものとしている((注3)の「信頼性を確保するための措置等を定めることを検討する」の「等」に含まれる。)。

第2 船荷証券の交付に代わる電子船荷証券記録の提供

船荷証券の交付に代えて電子船荷証券記録の提供をする場合について、次のような規律を設けるものとする。

1・2 (略)

3 商法第757条第1項の規定にかかわらず、受取船荷証券の交付に代えて受取電子船荷証券記録の提供がされた場合には、荷送人又は傭船者は、船積船荷証券の交付の請求をすることができない。

第3 電子船荷証券記録の記録事項等

電子船荷証券記録の記録事項等について、次のような規律を設けるものとする。

1 (略)

2 運送人又は船長は、第2の2に規定する船積電子船荷証券記録の提供の請求があったときは、船積電子船荷証券記録の提供に代えて、受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨並びに商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項を記録することができる。

第4 電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ

電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れについて、次のような規律を設けるものとする（注1、注2）。

1～4 (略)

(注1) (略)

(注2) その他の記名証券（民法第3編第1章第7節第3款）に相当する類型の電子船荷証券記録については、電子船荷証券記録上の権利の譲渡等に関する特別の規律は設けないものとする。

(補足説明)

柱書き及び（注2）の記載を簡略化することとしたが、内容を変更するものではない。

第7 電子船荷証券記録に関する規定の整備

電子船荷証券記録について、商法第3編第3章第3節の規定のうち船荷証券に関するもの（同法第757条、第758条及び第765条から第767条までを除く。）及び民法第3編第1章第7節の規定（同法第520条の2、第520条の3、第520条の8（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の11（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の12（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の13及び第520条の19を除く。）を準用し、又はこれらの規定と同様の規律を設ける等の所要の整備をするものとする。

(補足説明)

1 民法第520条の3

(1) 民法第520条の3は、指図証券の譲渡について、その指図証券の性質に応じ、手形法中裏書の方式に関する規定を準用することを定める規定であるが、準用される手形法の規定を具体的に明示してはいない。この点について、平成29年法律第45号による改正前の商法第519条第1項及び第2項（注）は、手形法第12条（裏書の要件）、第13条（裏書の方式）、第14条第2項（白地式裏書がなされた後の譲渡の方式）、小切手法第5条第2項（持参人払式小切手の方式）、第19条（裏書の資格授与的効力）、第21条（善意取得）の規定を準用することとしていた。

(2) 要綱案においては、①旧商法第519条が準用していた手形法の規定については、同法第12条第1項に相当する規律として部会資料16-1の第1部

第4の3の規律を、同条第2項に相当する規律として部会資料16-1の第1部第4の4の規律を、同条第3項に相当する規律として部会資料16-1の第1部第5の3の規律を、第13条第1項に相当する規律として部会資料16-1の第1部第1の5の規律を、同条第2項に相当する規律として部会資料16-1の第1部第5の1の規律を、第14条第2項に相当する規律として部会資料16-1の第1部第5の2の規律を設け、②旧商法第519条が準用していた小切手法の規定のうち同法第5条第2項については、民法第520条の13の規定を準用し、又はこれと同様の規律を設け、小切手法第21条の規定については、民法第520条の5及び第520条の15の規定を準用し、又はこれらと同様の規律を設けることを想定している。

- (3) ところで、旧商法第519条が準用していた小切手法の規定のうち同法第19条については、手形法第16条第1項に同様の規定が設けられており、同項は、「為替手形ノ占有者ガ裏書ノ連続ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス」(第1文)、「最後ノ裏書ガ白地式ナル場合ト雖モ亦同ジ」(第2文)、「抹消シタル裏書ハ此ノ関係ニ於テハ之ヲ記載セザルモノト看做ス」(第3文)、「白地式裏書ニ次デ他ノ裏書アルトキハ其ノ裏書ヲ為シタル者ハ白地式裏書ニ因リテ手形ヲ取得シタルモノト看做ス」(第4文)と規定しているところ、これらを電子船荷証券記録に及ぼすべきか否かについては、改めて整理をする必要がある。

この点、第1文については、これまでの調査審議を踏まえて、民法第520条の4の規定を準用し、又はこれと同様の規律を設けることにより、電子船荷証券記録に及ぼすことを想定している。また、第2文及び第4文は、白地式裏書がされた場合の規定であるところ、電子船荷証券記録についても、電子裏書の特例(部会資料16-1第1部第5参照)として白地式電子裏書が認められていることから、これらを電子船荷証券記録に及ぼすことによる問題はないものと考えられる。

これに対し、第3文は、裏書が抹消された場合の規定であるところ、電子船荷証券記録は、電磁的記録であることから、少なくとも表示上は電子裏書に係る記録を完全に抹消することが可能であり、その意味においては、紙の船荷証券における裏書の抹消とは異なる面があることは否めない。もっとも、例えば、電子船荷証券記録において、

- ① Aを電子裏書人、Bを被電子裏書人とする第一電子裏書
- ② Cを電子裏書人、Dを被電子裏書人とする第二電子裏書
- ③ 第二電子裏書の抹消
- ④ Bを電子裏書人、Dを被電子裏書人とする第三電子裏書

が順に行われた場合には、紙の船荷証券との機能的同等性を達成しようとするのであれば、電子裏書の連続を肯定すべきであると考えられるところ、表示上は第二電子裏書に係る記録が完全に抹消されているのであれば電子裏書の連続が認められそうではあるものの、部会資料16-1の第1部第1の2の「必要な技術的措置」として「電子船荷証券記録に記録された情報が変更

され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置」がとられることが想定されていることを踏まえると、前記②の事実が確実に証明されることとなるから、第3文に相当する規律がなければ、電子裏書の連続が否定されることとなるようにも考えられるところである。そうすると、紙の船荷証券における裏書の連続と同じように、電子船荷証券記録における電子裏書の連続を形式的に判断することができるようにするためには第3文に相当する規律も整備しておくことが望ましいものと考えられる。

(注) 旧商法第519条第1項は「金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡については、当該有価証券の性質に応じ、手形法第12条、第13条及び第14条第2項又は小切手法第5条第2項及び第19条の規定を準用する。」と、第2項は「金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の取得については、小切手法第21条の規定を準用する。」と規定していた。

2 民法第520条の9

前回の部会において、民法第520条の9の規定を電子船荷証券記録に及ぼすに当たっては、電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示するだけでは足りず、履行の請求をする者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有するものであることが明らかにされる必要がある旨の意見が出された。これを踏まえ、民法第520条の9の規定を電子船荷証券記録に及ぼすに当たっては、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、①当該電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示することに加えて、②当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者であることを示すことが求められるものとする方向で検討することが考えられる。

第8 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換

船荷証券から電子船荷証券記録への転換について、次のような規律を設けるものとする。

(1)～(3) (略)

(注1) (略)

(注2) (1)の規定により当該電子船荷証券記録の提供を受けた者としての氏名又は名称に
については、任意的記録事項とし、(1)の「当該船荷証券の記載と同一の内容となる事項には含めないことを検討するものとする。

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換

電子船荷証券記録から船荷証券への転換について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 電子船荷証券記録の提供がされた場合には、当該電子船荷証券記録の提供をした運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者（当該電子船荷証券記録上の権利が、電子裏書及び当該電子船荷証券記録の提供によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がさ

れる前であるときは、荷送人又は荷受人)に限る。以下同じ。)の承諾を得て、当該電子船荷証券記録を船荷証券に転換することができる。この場合において、当該電子船荷証券記録の提供をした運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えに、船荷証券の一通又は数通に当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容となる事項(注1)を記載し、当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に当該船荷証券(数通の船荷証券がある場合にあっては、その全部)を交付しなければならない。

(2)・(3) (略)

(注1) (略)

(注2) (1)の規定により当該船荷証券の交付を受けた者としての氏名又は名称については、
任意的記載事項とし、(1)の「当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容となる事項」
には含めないことを検討するものとする。

(補足説明)

字句の修正等をしたほか、2(1)について、電子裏書が可能な電子船荷証券記録上の権利の譲渡等に当たっては、電子裏書に加えて、電子船荷証券記録の提供が必要となることから(部会資料16-1第1部第4の1等参照)、部会資料15において「電子裏書」としていた部分を「電子裏書及び当該電子船荷証券記録の提供」に修正することとした。

第9 電子船荷証券記録の提供請求権

船荷証券の返還請求権に相当する電子船荷証券記録の提供請求権及び電子船荷証券記録上の権利に対する強制執行がされた場合における電子船荷証券記録の提供請求権について、次のような規律を設けるものとする。

1 (略)

2 電子船荷証券記録上の権利に対する強制執行がされた場合における債権者も
1と同様とする。

第2部 その他の規定の見直し

第2 倉荷証券

1 (略)

2 電子倉荷証券記録について、商法第2編第9章第2節の規定のうち倉荷証券に関するもの(同法第600条、第601条及び第608条を除く。)及び民法第3編第1章第7節の規定(同法第520条の2、第520条の3、第520条の8(第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。)、第520条の11(第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。)、第520条の12(第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。)第520条の13及び第520条の19を除く。)を準用し、又はこれらの規定と同様の規律を設ける等の所要の整備をするものとする。

(注) 商法第603条（寄託物の分割請求）に相当する規律については、既に電子倉荷証券記録の提供がされている場合においては、寄託物の分割請求をするときに、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の提供を請求する権利を認める一方で、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求する権利は認めないものとする。また、商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規律については、これを設けることも検討する。

以上